

もっとやさしい開発経済学 第4回 -- 知的財産権 創る人と真似る人 (連載)

著者	久保 研介
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	150
ページ	51-52
発行年	2008-03
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00005058

もっとやさしい 開発経済学

連載 第4回

知的財産権

創る人と真似る人

久保研介

二〇〇六年三月、インド政府はC型肝炎治療薬「ペガシス」にかかわる物質特許を、スイスの製薬会社ロシュに与えました。物質特許とは、医薬品に含まれる新規化合物を保護する特許です。インドでは、この種の特許を認めない政策が、一九七二年以降採られてきました。しかし一九九五年から二〇〇五年にかけて特許制度が徐々に改革され、二〇〇六年に再び物質特許が付与されるに至ったのです。物質特許で保護された医薬品は、地場企業が無断で模倣することができません。そのため、今後は新薬の価格が上昇し、国民の医薬品へのアクセスが低下することが懸念されています。

特許制度の改革が近年すすめられている途上国は、インドだけではありません。一九九四年に多国間貿易協定の一環として締結された「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)や、様々な二国間協定を通じ、特許制度をはじめとした知的財産権制度が、各国で整備されつつあるのです。

●知的財産権はなぜ必要か

知的財産権とは、新しい工業製品や製法といった発明、文学・音楽などの芸術作品あるいは植物新品種などを独占的に利用する権利です。権利者は、発明などを利用する権利を、ライセンス料と引き換えに他人に許諾することもできます。知的財産権は、対象に応じて、特許権・著作権・植物新品種育成者権などいくつかの種類に分けられます。

政府が発明者や創作者に独占的利用権を付与する背景には、彼らの権利が保証されなければ、技術進歩や創作活動が充分に行われないという懸念があります。たとえば新製品の開発には、アイデアを練る時間や実験の費用などがかかります。これらのコストを回収できる見込みがなければ、企業は研究開発投資を行わないでしょう。そこで、特許によって発明者が一定期間だけ独占的利潤を得ることを許し、発明のインセンティブを高めるのです。特許期間中は、対象である製品の価格が高く設定されるため、消費者には不利益が発生します。しかし技術進歩を通じて、長期的には全体に利益が生まれることが期待されます。

●開発途上国にとって最適な制度とは

現実の世界では、技術水準が異なる数多くの国が存在するため、知的財産権制度の役割や効果はより複雑です。例えばインドで特許制度が整備されれば、インド企業だけでなく、インドへの輸出を考えている日本企業の研究開発インセンティブも高まります。その一方で、特許制度がなければ日本企業の新技術を無断で利用できたであろうインド企業は、特許制度下では高額なライセンス料を日本企業に支払う必要があります。

一見すると、途上国にとっては、特許を保護しないことが得策に思われます。地場企業による競争的な模倣活動を通じて製品価格が低下すれば、国民の生活水準は高まるからです。一方で、研究開発投資を行っている途上国企業は、先進国で特許を取得できます。したがって、投資に見合った利益は、先進国市場で獲得できるのです。

途上国で必要とされる技術が、先進国で必要とされる技術と異なる場合は、どうで

しようか。たとえば熱帯病の予防薬や治療薬が、そのような例として挙げられます。

途上国で特許が保護されなければ、どの国の企業も、途上国のみで必要とされる技術を開発するインセンティブを持たないでしょう。このような場合は、途上国にとっても、特許を保護することが妥当と思われる。

さらに、途上国企業が先進国技術を容易に模倣できないような場合は、特許制度の整備によって技術移転を促進できます。技術が無断で流用されないと分かっているならば、先進国企業も安心して新製品を投入し、途上国企業に対する技術指導を行えるからです。

一九九〇年代半ばまで、インドや中国などの途上国政府は、特定の技術分野に関して特許を認めないことで、自国企業による先進国技術の吸収を奨励してきました。それにより、医薬品などの国内価格を低く抑えることに成功しました。また模倣活動を通じて、途上国企業の製造能力や知識吸収能力が高まってきたと考えられます。他方で、不十分な特許保護が一因となり、途上国のニーズを満たすための研究開発が充分に行われてこなかったのも事実です。

実は、今日先進国と呼ばれる国々も、知的財産権保護のあり方をその時々々の発展段階に応じて選択してきました。知的財産権に関する国際的取り決めであるパリ条約（一八八三年）およびベルヌ条約（一八八

六年）の下では、各国政府は知的財産権の対象や保護水準を自由に選ぶことができたのです。そのため、たとえば日本でも一九七五年まで、医薬品に含まれる化合物は特許対象から除外されていました。

ところが一九九四年のTRIPS協定の下では、各国が知的財産保護の対象とすべき分野や、特許期間などといった保護水準が細かく決められています。一定の猶予期間を経た後は、途上国を含む全ての世界貿易機関（WTO）加盟国が、ほぼ同じ水準の保護を実現しなければならないのです。

●制度整備のインパクト

国際条約によって、開発途上国における知的財産権の保護水準が大きく引き上げられるという今日の状況は、今までにない大きな実験と考えることができます。一方では、製品価格の大幅な上昇によって途上国民の生活が脅かされないよう、注意深く監視し続ける必要があるでしょう。他方では、制度改革によって、途上国企業の発展経路や、先進国から途上国への技術移転がどのような影響を受けるかが注目されます。

一部の途上国では、一九九〇年代以降の知的財産権改革の効果が、少しずつ現れ始めています。例えばインドでは、一九九〇年代後半から国内製薬企業による研究開発が活発化しています。また、日本を含む先進国の製薬企業によるインド向け直接投資や新製品導入も、特許法改正を契機に活発

化しています。しかし、インド製薬企業による研究開発投資は、主として先進国市場を目標としたものであり、インド固有のニーズに応えたものではないと指摘されています。また、特許制度改革後は先進国企業による技術導入が早まる一方で、地場企業による模倣活動が減退するため、総合的に見て新技術の導入時期がどのように変わるかを容易に判断することができません。

TRIPS協定などを通じた知的財産権の整備が、開発途上国の人々の生活に与える影響について、明確な結論を述べることは困難です。むしろ、各国がどのような初期条件を備えているかによって、知的財産権整備から受けるインパクトは異なると思われる。なかでも、①国内企業の技術水準、②消費市場の規模、および③その国が必要とする技術の種類という三つの要素が、知的財産権改革の効果を検討する上で鍵となるでしょう。

（くぼ けんすけ／アジア経済研究所開発研究センター）